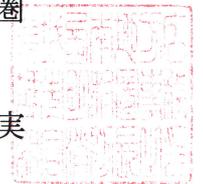


茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第3号

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく「日本工業規格に適合する避雷設備」として消防長が指定する告示の一部を改正する告示

平成28年3月22日

茨城西南地方広域市町村圏
事務組合消防本部
消防長 木村 実



茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく「日本工業規格に適合する避雷設備」として消防長が指定する告示（平成4年茨城西南地方広域市町村圏事務組合告示第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「J I S A 4 2 0 1—1 9 9 2（建築物等の避雷設備（避雷針）」を「J I S A 4 2 0 1—2 0 0 3（建築物等の雷保護）」に改める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。